

令和3年3月30日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田中宏彦
保険部長 畠中利恭

— 保 險 部 連 絡 —

「柔道整復師の施術に係る療養費について」「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について補足

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

令和3年3月26日付保険部連絡で周知させて頂きました令和3年3月24日付「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について(保発0324第1号)「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について(保医発0324第1号)ですが、あらためて以下内容をご連絡させていただきます。

※今回の改正は、令和3年4月1日より適用となります。

※3月施術分4月申請に関しては従来通りの取扱いで印は必要です。

※4月施術分5月申請より適用ですのでご注意ください。

旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができます。

改正にともない、取扱いの運用上の疑義について厚生労働省へ問い合わせを行ったところ以下の通り回答を得ています。

1. 旧申請用紙を使用の場合、施術証明欄の押印について
 - ・押印されている場合の不備返戻については、保険者判断。
 - ・押印を省略するなら 印 を＝で抹消するのが望ましい。
2. 委任欄について
 - ・代理署名についてはぼ印の通知。
 - ・押印されている場合の不備返戻は保険者判断。
まだ、保険者としてもすべてを把握しているわけではありませんので保険部の方で把握に努め情報提供させていただきます。

※改正内容の詳細は、協同組合近畿整骨師会ホームページをご覧ください。

※郵送による資料配布を希望される会員は組合事務局までお問い合わせ下さい。